

令和8年度 高齢者あんしん相談センター富坂・富坂分室事業計画

令和8年4月1日

文京区長 殿

センター名 高齢者あんしん相談センター富坂・富坂分室
運営法人名 社会福祉法人 芙蓉会
代表者氏名 理事長 水野谷 繁
所在地 東京都町田市南町田五丁目16番1号
電話番号 042-796-2736

令和8年度高齢者あんしん相談センター事業計画を下記のとおり提出します。

1 基本的な運営方針

高齢者あんしん相談センター富坂・富坂分室は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、関係機関との連携による個別支援を行うとともに、地域づくりに向けた取り組みを行います。

昨年度の運営法人の変更及び本所の移転に伴い、引き続き住民の方や他機関への周知に努めていき、相談しやすい体制を整備していきます。

◎令和7年度の振り返り

重層的支援体制整備事業への取り組みとして、重層的支援会議への事例提供や参加を積極的に実施しました。それぞれの支援機関の役割を明確にし、継続的な会議や支援に繋がっています。長期的にかかわる事例も多く、今後もこのような取り組みを継続していきます。

認知症施策については、定期的な認知症カフェを開催していますが、認知症当事者の出席が少なく本人主体が取りにくかったと思います。今後も本人主体のミーティングができるように取り組んでいきます。

見守り相談窓口の職員と連携をはかり、複雑な事例や緊急時などへ対応を行うことにより、適時適切な支援に繋がりました。今後も同様に継続していきます。

◎令和8年度の重点的取り組み

1. 重層的支援体制整備事業の円滑な推進

重層的支援会議への積極的な参加や他機関との連絡会等を継続し、複合的な問題を抱える方への支援を継続していきます。

2. 認知症施策の推進

認知症の方が自分らしく生活できる地域づくりへの取り組みを継続し、本人ミーティングやチームオレンジへ活動が拡大できるような働きかけを実施していきます。

3. 地域ケア会議の推進

ケアマネジャーからの個別事例のケース検討を行う「個別会議」、そして地域課題を抽出し、圏域内での「地域ケア連絡会」を行い、地域支援ネットワークの構築、1.5層会議への提案を充実させていきます。

注: 令和7年度自己評価における「課題」について、8年度にどのように解決していくか。また、7年度の中心的な活動、方針について簡潔に(10行程度)記載してください。

2 個別計画

※区の方針を受けて何をするか具体的に記載してください。数値目標を示すことのできる場合は、必ず記載してください。

	項目	具体的な計画
I 1 (1)	住民主体の通いの場等の拡充	富坂圏域内の通いの場や集いの場を訪問し、相互の理解を深め、連携が図れるように努め継続する。 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携を図り、社会資源を共有し、区民への情報提供ができるようにしていく。
(2)	地域ケア会議の推進	地域ケア会議は、事例確認会・個別会議・連絡会を1クールとして、年2回開催する。圏域のケアマネジャーを主に積極的に事例を募集する。 富坂地区地域ケア会議で抽出された課題を1.5層会議へ提示し、地区特性も考え解決方法を具体的に見出す。
2	在宅医療・介護連携の推進	高齢者の入退院の支援を強化し、安心して在宅生活が送れるように関係機関と連携を図る。 様々な事業や研修会、交流会等を通して医師会、歯科医師会、薬剤師会との関係を構築し連携を図る。
3	認知症施策の推進	本人や家族を支える地域のネットワークを通して、認知症の方が自分らしく生活できる地域づくりを継続する。 本人ミーティングの実施やチームオレンジの活動を推進する。
4	あんしん相談センターの機能強化	月1回の所内会議及び月2回のケース報告により、見守り相談窓口も含めケースの共有を行う。困難なケースに対しては全員で対応を検討し、共通認識を持って対応する。 重層的支援体制整備事業(つながる窓口)への会議等は積極的に参加し、複合的な問題を抱える家族への支援を実施していく。
5	見守り相談体制の強化	見守り相談窓口で把握した課題を抱えたケース等について、センターと共有し、協力しながら支援を進め、連携を強化する。 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターや他機関との協力体制を継続し、社会資源の活用にも努めていく。
II 1 (1)	高齢者の総合相談	複合的な課題を抱える方の相談については、区の相談窓口や社会福祉協議会、生活あんしん拠点等との連携を図り支援していく。 所内会議で職員間の情報共有を図り、困難ケースに対しては統一した対応を実施していく。
(2)	ハートフルネットワーク事業の拡充	様々な事業や地域のケアマネジャーなどを通して、ハートフルネットワーク事業の関係機関との連携を強化する。 既存のハートフルネットワークの協力機関を定期的に訪問し、地域の課題等を把握する。
2	権利擁護に関する相談支援の充実	区の相談窓口やあんしんサポート文京と情報を共有し、必要時に適切な支援を実施する。 職員自ら「虐待の芽チェックリスト」実施し、高齢者虐待についての意識の向上が図れるように研修にも積極的に参加する。
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援	「文の京ケアマネ会」の支援を行うとともに、「富坂ケアマネジャー勉強会」も継続していく。 区と4包括合同でのケアマネジメント向上のための研修を実施する。ケアマネジャーが抱える課題について把握し、サポートしていく。
4	介護予防ケアマネジメント	本人の意向や強みを生かし、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実施する。 短期集中予防事業については、見守り相談窓口や総合相談等も活用しながら勧奨を実施する。
5	地域ケア会議の推進	重点的取組1(2)「地域ケア会議の推進」のとおり
6	在宅医療・介護連携の推進	重点的取組2「在宅医療・介護連携の推進」のとおり
7	認知症施策の推進	重点的取組3「認知症施策の推進」のとおり
8	災害への対応	新入職員の変更に伴い、防災計画、BCP計画を見直し、職員への周知とともに、適宜訓練等を実施する。 避難行動要支援者名簿の確認を行い、必要時適切に支援を実施する。
9	個人情報の保護	新入職員へ区システムの使用について周知し、セキュリティカードの管理を徹底する。 新入職員を優先的に区で実施する情報セキュリティ研修を受講する。 個人情報の保護については法人の規定に基づき、職員への周知を図る。

3 令和8年4月1日の職員体制

(1) 高齢者あんしん相談センター

① 高齢者あんしん相談センター職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	◎保健師	1	常勤	24年	センター長
2	看護師	1	常勤	18年	
3	看護師	0.5	常勤	28年	認知症コーディネーター
4	○社会福祉士	0.5	常勤	10年	白山介護予防事業所
5	社会福祉士	1	常勤	15年	認知症初期集中チーム員
6	看護師	1	常勤	2年	
7	看護師	0.8	非常勤	2年	
8	保健師	0.2	非常勤	9年	

② 高齢者あんしん相談センター分室職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	社会福祉士	1	常勤	17年	
2	主任介護支援専門員	1	常勤	5年	
3	* 社会福祉士	0.5	常勤	4年	白山介護予防支援事業所
4	看護師	1	常勤	12年	
5	社会福祉士	1	常勤	14年	
6	看護師	0.8	非常勤	2年	

- ・資格は、センター3職種のうち該当者の主に担う業務を担当する資格を一つだけ記入してください
- ・センター、分室とも条例に規定した専任職員の配置が必要です(総合事業は、包括の基本業務です)
- ・専任兼任欄は、専任は1、兼任・非常勤は常勤換算で記載してください
(包括と予防支援が半々となる場合は0.5。別紙「非常勤職員等の常勤換算について」をご参照ください)
- ・事務職員の資格欄は事務としてください
- ・経験年数は、記載した資格に関して福祉現場での経験年数を記載してください
- ・主任に◎、システムの担当者(1名)に○、指定介護予防支援事業所担当者に*を記載してください

(2) 指定介護予防支援事業所専任職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	看護師	1	常勤	1年	
2			常勤	年	

- ・資格は介護予防支援業務に従事する主な資格を一つ記載してください
- ・専任・兼任欄は、専任は1、兼任は常勤換算で記載してください(居宅と予防が半々の場合は0.5)
- ・経験年数は、記載した資格に関して福祉現場での経験年数を記載してください(前同)

(3) 高齢者見守り相談窓口専任職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	社会福祉士	1	常勤	19年	見守り相談員専従
2	社会福祉士	1	常勤	10年	見守り相談員専従
3	社会福祉士	1	常勤	1年	見守り相談員専従

4 令和8年4月時点で実施が見込まれる事業所および事業の種類

事業所及び事業の種類		(通称)	該当する項目に○をつけてください		
			実施の有無	既存	新規
施設	介護老人福祉施設	(特養)			
	介護老人保健施設	(老健)			
介護給付	通所介護	(デイサービス)	○	○	
	通所リハビリテーション	(デイケア)			
	短期入所生活介護	(ショートステイ)			
	短期入所療養介護	(ショートステイ)			
	訪問介護				
	居宅介護支援		○	○	
	認知症対応型通所介護				
予防給付	介護予防通所介護	(予防デイサービス)	○	○	
	介護予防通所リハビリテーション	(予防デイケア)			
	介護予防短期入所介護	(予防ショートステイ)			
	介護予防短期入所療養介護	(予防ショートステイ)			
	介護予防訪問介護				
	介護予防認知症対応型通所介護				
総合サービス事業	国基準の通所型サービス	(国基準デイサービス)	○	○	
	区独自基準の通所型サービス	(区独自デイサービス)			
	短期集中予防サービス		○	○	
その他					

令和8年度 高齢者あんしん相談センター大塚・大塚分室事業計画

令和8年4月1日

文京区長 殿

センター名 高齢者あんしん相談センター大塚・大塚分室
運営法人名 社会福祉法人 洛和福祉会
代表者氏名 理事長 矢野 裕典
所在地 京都市伏見区桃山町大島38番528号
電話番号 075-622-2181

令和8年度高齢者あんしん相談センター事業計画を下記のとおり提出します。

1 基本的な運営方針

高齢者あんしん相談センター大塚・大塚分室は、文京区高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）運営方針に従って、高齢者の皆さまが安心して生活できる地域づくりを目的として三職種で連携をとりながら機能強化に努めます。加えて高齢者にとどまらず地域包括ケアシステムの推進を図り、他機関との連携強化を図り多様な課題の解決できるよう活動します。

また、住民への周知及び関連する事業所に気軽に相談してもらえる活動に努めていきます。

◎ 令和7年度の「振り返りと課題」

令和7年度は昨年度に続き、介護保険だけでは支援が難しい認知症を伴う身寄りのいない方や親族関係が遠縁などの理由で本人の権利擁護や個人の理由により支援が難しい課題を抱える方とそのご家族への伴走支援を実施し、日々の生活をどの様にしていけばよいか課題や不安を共に考えて提案していただくことが必要な状況が多くありました。

高齢・障害・医療・生計・権利擁護、時には児童も関連する多機関・多職種の重層的な視点で横のつながりを持ち連携を図り支援する必要性を再確認した年度でもありました。事業所内外にかかわらず、多職種多機関との連携を推進し個別の相談がそれぞれの専門性を持ち合わせた視点で拡充できることを目標として取り組みにつなげたいと思います。

◎ 令和8年度の「取り組み」

支援が必要な高齢者に対して円滑な支援を整えることが出来るように、多機関で協力し合える体制を意識しつつ、課題を抱える高齢者に寄り添った支援を行うため、区の運営指針に基づいた医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の取組を積極的に推進する活動を基本とした活動を行います。

増加傾向でもある高齢者本人をとりまく多岐にわたった課題の解決が必要な事案に対しても重層的支援として捉えて「つながる相談窓口」の役割が担えるように取り組んでいきます。

また、高齢者の支援として地域住民・関係機関に広く呼びかけを行い円滑な協力体制づくりを目指しつつ、地域資源を活用しながらその人らしい生活の支援を行うための柔軟な対応が出来るように取り組みを実施していきます。

注：令和7年度自己評価における「課題」について、8年度にどのように解決していくか。また、7年度の中心的な活動、方針について簡潔に(10行程度)記載してください。

2 個別計画

※区の方針を受けて何をするか具体的に記載してください。数値目標を示すことのできる場合は、必ず記載してください。

	項目	具体的な計画
I 1 (1)	住民主体の通いの場等の拡充	社会福祉協議会の居場所をはじめとした既存の社会資源の情報共有や活用を目指します。 インフォーマルの力(大学の学生協力)も使い、ぶんにこをはじめとしたイベントに参加してもらう事で個々の活動性が高まるような取り組みを推進していきます。
(2)	地域ケア会議の推進	個別地域ケア会議(3層)を2回・地域ケア会議連絡会(2層)を1回を1クールとした地域ケア会議を上期下期に分け2クール(計6回)開催する。 地域ケア会議で抽出された地域課題を1.5層、1層と会議の階層を上げていくことを通して具体的な解決を目指します。
2	在宅医療・介護連携の推進	医療連携の円滑化推進を目的として、文京区・在宅診療推進委員会・医療機関・事業所等との交流会を年1回開催します。 医療機関との連携を継続し、入退院を伴う利用者の支援を円滑に行います。
3	認知症施策の推進	認知症カフェの他、認知症講演会・認知症介護勉強会を実施することで認知症の理解と支援推進が図れるようにします。 もの忘れ医療相談、認知症ともにパートナー事業の活動を推進します。
4	あんしん相談センターの機能強化	本所・分室の三職種が相談分析・課題共有・対応協議検討できる場を、毎日朝夕に確保します。 複合的な課題を持つケースについて他機関等の連携及び、複数の専門職で協働し、課題解決を図る他、所内で研修の機会を設けます。
5	見守り相談体制の強化	潜在的なニーズの掘り起こしを基本とし、各種事業・関係機関等に適切につなげる支援を実施します。 マンション管理人・商店・町会・公共施設への周知活動を継続し、見守りネットワークの推進を図ります。
II 1 (1)	高齢者の総合相談	事例検討を行い、専門職種が連携体制を確認することで課題解決力の強化を図ります。 複合的な課題を持つケースへの対応力向上を目的として、重層的支援整備体制事業への参画、事業所内外における多職種多機関との連携を平準化し連携強化をします。
(2)	ハートフルネットワーク事業の拡充	ハートフルネットワーク機関との情報交換(安心ネット連絡会)を年1回実施します。 個別ケースにおける、日常的なハートフルネットワーク機関との協働・地域課題を共有します。
2	権利擁護に関する相談支援の充実	虐待・消費者被害防止を含む権利擁護事案の対応と地域への周知啓発活動を実施します。 区高齢福祉課・社会福祉協議会・生活あんしん拠点との定期的な情報交換・対応策の検討を月1回実施します。
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域課題の共有・ケアマネジメント力の向上を目的としたケアマネジメント質の向上研修会・大塚地区主任ケアマネ連絡会の開催(年3回以上)します。 区・他包括との協働によるケアマネジメント技術向上のための研修開催(年1回)します。
4	介護予防ケアマネジメント	サービス未申請・未利用者含む「要介護状態予防対象者」の生活課題に応じた支援策検討・紹介による課題解決(介護保険制度利用に限定しない、その人らしい自立支援策の提案)。 短期集中予防事業を活用した介護予防啓発を継続します。
5	地域ケア会議の推進	重点的取組1(2)「地域ケア会議の推進」のとおり
6	在宅医療・介護連携の推進	重点的取組2「在宅医療・介護連携の推進」のとおり
7	認知症施策の推進	重点的取組3「認知症施策の推進」のとおり
8	災害への対応	災害時の事業継続計画(BCP)を基に、区の地域防災計画を踏まえた活動をしていきます。 避難行動要支援者名簿を用いて実態把握や避難支援計画作成周知を行います。
9	個人情報の保護	文京区情報セキュリティに関する規則・文京区地域包括ケア管理システム実施手順の遵守。及びセキュリティに係る研修に参加しセキュリティ機能強化に努めます。 第三者に情報提供が必要なケースの支援時に「個人情報取り扱い同意書」を取り交します。

3 令和8年4月1日の職員体制

(1) 高齢者あんしん相談センター

① 高齢者あんしん相談センター職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	◎ * 主任ケアマネージャー	1	常勤	32年	センター長
2	主任ケアマネージャー	1	常勤	17年	
3	社会福祉士	1	常勤	25年	
4	看護師	1	常勤	23年	
5	保健師	1	常勤	2年	認知症Co
6	社会福祉士	0.4	非常勤	31年	予防支援事業所
7	社会福祉士	0.8	非常勤	14年	
8	看護師	1	常勤	13年	認知症初期集中

② 高齢者あんしん相談センター分室職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	○主任ケアマネージャー	1	常勤	31年	
2	保健師	1	常勤	1年	
3	看護師	1	常勤	24年	
4	社会福祉士	1	常勤	1年	
5	社会福祉士	1	常勤	0年	
6	社会福祉士	1	常勤	24年	予防支援事業所

- ・資格は、センター3職種のうち該当者の主に担う業務を担当する資格を一つだけ記入してください
- ・センター、分室とも条例に規定した専任職員の配置が必要です(総合事業は、包括の基本業務です)
- ・専任兼任欄は、専任は1、兼任・非常勤は常勤換算で記載してください
- (包括と予防支援が半々となる場合は0.5。別紙「非常勤職員等の常勤換算について」をご参照ください)
- ・事務職員の資格欄は事務としてください
- ・経験年数は、記載した資格に関して福祉現場での経験年数を記載してください
- ・主任に◎、システムの担当者(1名)に○、指定介護予防支援事業所担当者に*を記載してください

(2) 指定介護予防支援事業所専任職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1			常勤	年	
2			常勤	年	

- ・資格は介護予防支援業務に従事する主な資格を一つ記載してください
- ・専任・兼任欄は、専任は1、兼任は常勤換算で記載してください(居宅と予防が半々の場合は0.5)
- ・経験年数は、記載した資格に関して福祉現場での経験年数を記載してください(前同)

(3) 高齢者見守り相談窓口専任職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	看護師	1	常勤	7年	
2	社会福祉士	1	常勤	3年	

4 令和8年4月時点で実施が見込まれる事業所および事業の種類

事業所及び事業の種類		(通称)	該当する項目に○をつけてください		
			実施の有無	既存	新規
施設	介護老人福祉施設	(特養)	○	○	
	介護老人保健施設	(老健)			
介護給付	通所介護	(デイサービス)	○	○	
	通所リハビリテーション	(デイケア)			
	短期入所生活介護	(ショートステイ)	○	○	
	短期入所療養介護	(ショートステイ)			
	訪問介護				
	居宅介護支援		○	○	
	認知症対応型通所介護				
予防給付	介護予防通所介護	(予防デイサービス)	○	○	
	介護予防通所リハビリテーション	(予防デイケア)			
	介護予防短期入所介護	(予防ショートステイ)	○	○	
	介護予防短期入所療養介護	(予防ショートステイ)			
	介護予防訪問介護				
	介護予防認知症対応型通所介護				
総合サービス事業	国基準の通所型サービス	(国基準デイサービス)	○	○	
	区独自基準の通所型サービス	(区独自デイサービス)			
	短期集中予防サービス		○	○	
その他					

令和8年度 高齢者あんしん相談センター本富士・本富士分室事業計画

令和8年4月1日

文京区長 殿

センター名 高齢者あんしん相談センター本富士・本富士分室
運営法人名 医療法人社団 龍岡会
代表者氏名 理事長 大森 順方
所在地 東京都文京区湯島四丁目9番8号
電話番号 03-3811-8088

令和8年度高齢者あんしん相談センター事業計画を下記のとおり提出します。

1 基本的な運営方針

高齢者あんしん相談センター本富士（以下、「センター」という）は、運営母体である医療法人社団龍岡会の3つの運営方針（それぞれのゲストの個性を尊重した十人十色のケア、心の癒される誠心誠意のケア、いつでも信頼される生涯安心のケア）を基に、地域高齢者の心身の健康の保持増進と生活安定のために必要な援助を行っていきます。

○令和7年度の振り返りと課題

令和7年度については予定していた事業に関して変更なく取り組むことができました。特に認知症に関する事業については当事者本人が主体となる交流会や継続性を持って取り組めるような担い手確保の工夫を織り交ぜ実施をしてきました。一方で同時に運営している介護予防居宅介護支援でのケアプラン連携システム利用を始めるなど介護予防事業所の業務負担軽減を目指す取り組みを行っていましたが、対象母数の増加やゲストの認定が変更するなど業務増加の要因があり、改善には至りませんでした。

○令和8年度の取り組み

今年度は、多方面に展開している認知症に関する事業に対応するため、人材配置の準備をはじめます。センターに入ってくる総合相談の中で出てくる多世代にわたる相談に関しては過度の抱えることなく、「つながる相談窓口」として必要時に多機関と連動するべく、ケース対応に取り組めます。地域からのイベントや学習会の要請があった際には積極的に参加し、地域のネットワークの一員として役割を果たせるように取り組みます。

注：令和7年度自己評価における「課題」について、8年度にどのように解決していくか。また、7年度の中心的な活動、方針について簡潔に（10行程度）記載してください。

2 個別計画

※区の方針を受けて何をするか具体的に記載してください。数値目標を示すことのできる場合は、必ず記載してください。

	項目	具体的な計画
Ⅰ 1 (1)	住民主体の通いの場等の拡充	社会福祉協議会をはじめとした関係者との連携を通じて通いの場に関する情報共有や活用を目指します。
		世代を超えた課題についても既存の支援者やネットワークを活かし、検討していきます。
(2)	地域ケア会議の推進	地域ケア個別会議を4回、地域ケア連絡会議を2回を開催します。世代にまたがる支援についても地域の視点を持って引き続きテーマとして取り上げて、具体的な解決についても検討します。
		上記で抽出された地域課題等については圏域単位での検討や1.5層、1層と会議の階層を上げていくことを通して区全体での具体的な解決を目指します。
2	在宅医療・介護連携の推進	医療連携に関する相談の集計等を通して、傾向や課題を見つけながらイベント企画やケース対応のなどの中で反映できるようにを図ります。
		関係機関の学習会や会合に参加し相互の連携推進につなげます。
3	認知症施策の推進	もの忘れ医療相談・認知症初期集中支援チームを軸に早期発見・早期対応を図ります。ぶんにこ本富士・本人交流会等のイベントを充実させ、認知症を抱える当事者への取り組みを実施します。
		地域の組織に向けての認知症サポーター養成講座など通じて地域の認知症への理解促進を目指します。
4	あんしん相談センターの機能強化	多種に渡るセンター業務に対して効果的に運営するための組織的な取り組みについて職員間で意識的に検討をしていきます。
		多職種連携を大事にし、業務を抱え込むことなく、関係者と進捗を共有しながらチーム対応できる組織作りを目指します。
5	見守り相談体制の強化	「高齢者見守り相談窓口」で把握したケース対応だけではなく、地域資源の把握連携をしていきます。
		フレイル予防関連の事業との連携をすることでより効果的な周知や見守りにつなげていきます。
Ⅱ 1 (1)	高齢者の総合相談	重層の支援を念頭に置きながら定期的に所内ケース検討会(本所分室それぞれ月1回)を行い、困難ケースや緊急性のあるケースを職員が抱えこまずにチームで検討・対応していきます。
		社会福祉協議会、生活あんしん拠点等との多職種連携を通して世代をまたぐケース対応が一体的にできるよう取り組みます。
(2)	ハートフルネットワーク事業の拡充	あんしんネット連絡会(年1回)の開催や熱中症予防への取り組みを通して、ハートフルネットワークの活性化と地域課題の把握に取り組むことで地域の見守りの充実につなげていきます。
		ハートフルネットワークの関係者からの相談に対応することを通じて地域対応力強化に努めます。
2	権利擁護に関する相談支援の充実	区高齢福祉課・あんしんサポート文京等との定期的なケース検討や「つながる相談窓口」として、綿密な連携を図り、早期に適切な支援に繋がります。
		各種研修や年間3回地域連携先と共同企画する本富士地区の弁護士との連絡会にて法的知識・権利擁護について学び職員の研鑽に努めていきます。
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援	「ケアマネジャー交流会」年3回を開催し、地域ケアマネジャーの対応力向上につなげます。区全体で取り組む文の京ケアマネの会についても積極的に参加・協力を通して同職種の連携を図ります。
		ケアマネジャーからの相談についてはセンターが後方支援として相談しやすい関係作りを心掛け、多世代や困難性のある複合する課題を抱えるケースに対して連携し、支えていきます。
4	介護予防ケアマネジメント	年々、介護予防保険サービス利用者が増えている中で制度改正に対応し、効果的な介護予防に努めます。
		短期集中介護予防サービスについては参加希望者への連絡だけでなく、日々の相談時から積極的な勧奨に努めます。
5	地域ケア会議の推進	重点的取組1(2)「地域ケア会議の推進」のとおりに
6	在宅医療・介護連携の推進	重点的取組2「在宅医療・介護連携の推進」のとおりに
7	認知症施策の推進	重点的取組3「認知症施策の推進」のとおりに
8	災害への対応	避難行動要支援者に対する実態把握や避難支援計画作成に向けた周知啓発を行います。
		発災直後からのセンター業務・予防支援事業所の運営等に関して想定・検討をしていきます。
9	個人情報の保護	数多くの個人情報を扱うため、常に注意をしながら扱えるように工夫します。特に郵送での情報提供に関してはチェックシートを使用するなど注意してきます。
		個人情報に関して事故が発生した際には速やかに区に報告・指導・支援を基に再発防止に努めます。

3 令和8年4月1日の職員体制

(1) 高齢者あんしん相談センター

① 高齢者あんしん相談センター職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	社会福祉士	1.0	常勤	20年	
2	◎主任ケアマネジャー	1.0	常勤	21年	
3	看護師	0.5	常勤	8年	龍岡介護予防支援事業所 初期集中支援チーム員
4	看護師	1.0	常勤	6年	
5	○社会福祉士	0.5	常勤	4年	龍岡介護予防支援事業所
6	社会福祉士	1.0	常勤	5年	
7	事務	0.1	常勤	10年	総務部

② 高齢者あんしん相談センター分室職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	◎看護師	0.7	常勤	21年	初期集中支援チーム員 龍岡介護予防支援事業所
2	主任ケアマネジャー	1.0	常勤	11年	
3	看護師	0.3	常勤	17年	認知症コーディネーター
4	○保健師	0.5	常勤	5年	龍岡介護予防支援事業所
5	社会福祉士	1.0	常勤	5年	
6	主任ケアマネジャー	1.0	常勤	16年	
7	事務	0.1	常勤	10年	総務部

- ・資格は、センター3職種のうち該当者の主に担う業務を担当する資格を一つだけ記入してください
- ・センター、分室とも条例に規定した専任職員の配置が必要です(総合事業は、包括の基本業務です)
- ・専任兼任欄は、専任は1、兼任・非常勤は常勤換算で記載してください
- (包括と予防支援が半々となる場合は0.5。別紙「非常勤職員等の常勤換算について」をご参照ください)
- ・事務職員の資格欄は事務としてください
- ・経験年数は、記載した資格に関して福祉現場での経験年数を記載してください
- ・主任に◎、システムの担当者(1名)に○、指定介護予防支援事業所担当者に*を記載してください

(2) 指定介護予防支援事業所専任職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	○介護支援専門員	0.5	常勤	4年	高齢者あんしん相談センター 本富士
2			常勤	年	

- ・資格は介護予防支援業務に従事する主な資格を一つ記載してください
- ・専任・兼任欄は、専任は1、兼任は常勤換算で記載してください(居宅と予防が半々の場合は0.5)
- ・経験年数は、記載した資格に関して福祉現場での経験年数を記載してください(前同)

(3) 高齢者見守り相談窓口専任職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	◎主任ケアマネジャー	1.0	常勤	20年	高齢者見守り相談窓口
2					

4 令和8年4月時点で実施が見込まれる事業所および事業の種類

事業所及び事業の種類		(通称)	該当する項目に○をつけてください		
			実施の有無	既存	新規
施設	介護老人福祉施設	(特養)	○	○	
	介護老人保健施設	(老健)	○	○	
介護給付	通所介護	(デイサービス)	○	○	
	通所リハビリテーション	(デイケア)	○	○	
	短期入所生活介護	(ショートステイ)	○	○	
	短期入所療養介護	(ショートステイ)	○	○	
	訪問介護		○	○	
	居宅介護支援		○	○	
	認知症対応型通所介護		○	○	
予防給付	介護予防通所介護	(予防デイサービス)			
	介護予防通所リハビリテーション	(予防デイケア)			
	介護予防短期入所介護	(予防ショートステイ)			
	介護予防短期入所療養介護	(予防ショートステイ)			
	介護予防訪問介護				
	介護予防認知症対応型通所介護				
総合サービス事業	国基準の通所型サービス	(国基準デイサービス)			
	区独自基準の通所型サービス	(区独自デイサービス)			
	短期集中予防サービス				
その他					

令和8年度 高齢者あんしん相談センター駒込・本所事業計画

令和8年4月1日

文京区長 殿

センター名 高齢者あんしん相談センター駒込・駒込分室
運営法人名 社会福祉法人 奉優会
代表者氏名 理事長 香取 寛
所在地 東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル5階
電話番号 03-5712-3770

令和8年度高齢者あんしん相談センター事業計画を下記のとおり提出します。

1 基本的な運営方針

【伴走型支援とプラットフォーム形成支援の実現】

地域の身近な相談機関として、重層的な支援体制を確立し、地域の福祉保健活動と連動しながら、「人と人がつながる」支援を推進します。

本年度は法人交代後の初年度にあたることから、これまで地域の中で築かれてきた信頼関係や実践を丁寧に引き継ぎ、継続性と安定性を重視した運営を行います。特に、関係機関との顔の見える関係の再構築、既存の連携体制や支援手法の把握・共有、相談支援の質の確保と向上に重点的に取り組みます。そのうえで、地域住民および関係機関との対話を重ねながら、新たな価値の創出にも段階的に取り組み、より一層信頼される相談支援体制の確立を目指します。

「地域共生社会」の実現に向けて、「文の京地域福祉保健計画（令和6年～令和8年）」に基づき、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりをめざします。そのために、「個人の尊厳と人間性の尊重」を基盤とした、「自立生活の確立」「健康寿命の延伸」「地域の支え合いの推進」に取り組んでまいります。

また、公的なサービスだけでは対応が困難な課題が増加する中で、住み慣れた地域でこれまでの社会的関係を維持しながら、生きがいや役割を持ち続けられるよう支援してまいります。地域住民や関係機関との連携を強化し、相互に支え合える地域ネットワークの構築を推進してまいります。

注：令和7年度自己評価における「課題」について、8年度にどのように解決していくか。また、7年度の中心的な活動、方針について簡潔に（10行程度）記載してください。

2 個別計画

※区の方針を受けて何をするか具体的に記載してください。数値目標を示すことのできる場合は、必ず記載してください。

	項目	具体的な計画
I 1 (1)	住民主体の通いの場等の拡充	社会福祉協議会等と連携しながら、住民主体の通いの場の拡充に向けて、地域資源の情報収集やマップの作成・配布、空きスペースの発掘を進めます。
(2)	地域ケア会議の推進	多世代サロン(談話室)の開催支援(月1回以上)、既存サロンの継続支援および自主グループの立上げ支援を行います。
2	在宅医療・介護連携の推進	個別支援と地域課題の二層を軸として、既存の関係性を尊重した多職種協働により支援の質の向上を図るとともに、地域課題を広く捉え、束ね、新たな事業創出につなげます。
3	認知症施策の推進	地域ケア連絡会議参加1回/年、地域ケア個別会議4回/年 地域課題検討会開催 1回/年、関係機関連絡会(障害機関含む)等適宜開催
4	あんしん相談センターの機能強化	地域福祉医療介護関係機関との多職種連携会議を開催し、(年1回)顔の見える連携を強化を図ります。ACPの普及・啓発を実施します。
5	見守り相談体制の強化	医療機関との連携の場を活用し地域との橋渡しを行うとともに、在宅医療資源の収集・見える化とICTによる情報共有の推進により、在宅医療・介護連携の強化を図ります。
II 1 (1)	高齢者の総合相談	認知症サポーター養成講座(年2回以上)やステップアップ講座により担い手を育成し、本人ミーティング、認知症カフェ、徘徊模擬訓練等の実施を通じて地域の支援体制を強化します。
(2)	ハートフルネットワーク事業の拡充	認知症検診事業や認知症ともにパートナー事業等を活用し、発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を推進します。
2	権利擁護に関する相談支援の充実	複合的な問題を抱えた世帯に対し重層的支援体制整備事業等を利用しながら様々な関係機関と連携を図り問題解決のための伴走型支援を実施していきます
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援	各種催しへの参加やチラシ・ホームページ・SNSを活用した周知を強化し、学校での福祉教育を通じ若年層への普及を進め、センターの認知度向上と利用促進を図ります。
4	介護予防ケアマネジメント	見守りに関する相談対応や生活実態の把握、見守りネットワークの構築を通じて、支援が必要な高齢者の早期発見・早期対応と地域ぐるみの見守りの推進を図ります。
5	地域ケア会議の推進	あんしんネットワーク連絡会の開催(年1回)、民生委員連絡会開催(年1回)地域見守りネットワーク強化を図ります。
6	在宅医療・介護連携の推進	さまざまな相談に丁寧に対応する「断らない相談」を基本に、見守り相談窓口事業等を通じた高齢者の実態把握とニーズの把握を行い、状況に応じた適切な支援につなげます。
7	認知症施策の推進	夜間電話対応や出張相談会の開催など多様な相談手段を設けるとともに、オンライン相談等のICT活用により相談の利便性向上を図ります。
8	災害への対応	ハートフルネットワークの関係機関と連携し顔の見える関係づくりを進め、地域課題を共有しながら地域で支え合う見守り体制の構築を推進します。
9	個人情報の保護	あんしんネット連絡会を年1回開催します。ハートフルネットワーク登録事業所の登録件数を3か所以上増やすことを目標とします。
		高齢者虐待や成年後見、消費者被害等の相談に迅速かつ確に対応するとともに、予防と早期対応に向けた啓発活動や各種勉強会の実施により対応力の強化を図ります。
		高齢者虐待研修を開催(年1回)、成年後見制度の勉強会を開催(年1回)します。
		地域のケアマネジャーが適切なケアマネジメントを行えるよう必要な支援を行うとともに、ニーズを踏まえた研修を区と連携して企画・実施し、資質向上を図ります。
		交流会や事例検討会等の実施により課題解決を支援するとともに、複合的課題を抱える世帯への支援に向けた連携体制の構築とケース勉強会の開催を進めます。
		自立支援・重度化防止の視点でのケアマネジメントの実施。興味関心から目標・セルフケアへの意欲を引き出します。地域の活動場所へつなぎます。
		地域の資源の情報把握と情報提供を積極的に行います。ボランティア活動・自主グループ活動へ繋げるとともに、地域の活躍できる人材の発掘に努めます。
		重点的取組1「地域ケア会議の推進」のとおり
		地域の方や生活支援コーディネーター地域福祉コーディネーターと地域の課題や地域資源を共有し、地域の支え合える仕組み作りに努めます。関係機関連絡会(4回/年)
		重点的取組2「在宅医療・介護連携の推進」のとおり
		近隣薬局、クリニックを訪問し包括だよりを配布することで、相談窓口の周知・ACP普及啓発・熱中症予防・ヒートショック予防・感染症予防の正しい知識を知る機会を増やします
		重点的取組3「認知症施策の推進」のとおり
		認知症イメージの転換とつながりの創出アルツハイマー月間図書館にて認知症フェア開催し認知症のイメージの転換を図ります。
		・事業継続計画(BCP)、災害対策マニュアルの更新をし職員全員に周知します。災害備品の確保・災害伝言ダイヤル訓練を実施(年1回)し、非常時に対応できるようにします。
		避難行動要支援者名簿未登載者の実態把握や避難支援計画作成に向けた周知・啓発を進め、災害時に安否情報を集約できるようにします。
		地域包括ケア管理システムの運用にあたっては関係規則等を遵守し、相談業務や介護保険事務で取り扱う個人情報の適正管理を徹底します。
		職員研修(入職時・年1回)や持出し簿の運用等により情報管理を強化し、万一事故が発生した場合は速やかに情報回収と区への報告を行い、再発防止を徹底します。

3 令和8年4月1日の職員体制

(1) 高齢者あんしん相談センター

① 高齢者あんしん相談センター職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	◎○主任ケアマネ	専任	常勤	10年	センター長
2	社会福祉士	1	常勤	5年	
3	看護師	0.4	常勤	13年	認知症コーディネーター 認知症初期集中支援チーム
4	* 看護師	0.5	常勤	24年	介護予防支援事業所
5	看護師	1	常勤	22年	
6	保健師	1	常勤	0年	
7	保健師	0.4	非常勤	3年	

② 高齢者あんしん相談センター分室職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	主任ケアマネ	1	常勤	16年	
2	社会福祉士	1	常勤	1年	
3	看護師	1	常勤	2年	
4	看護師	1	常勤	6年	
5	社会福祉士	1	常勤	5年	

- ・資格は、センター3職種のうち該当者の主に担う業務を担当する資格を一つだけ記入してください
- ・センター、分室とも条例に規定した専任職員の配置が必要です(総合事業は、包括の基本業務です)
- ・専任兼任欄は、専任は1、兼任・非常勤は常勤換算で記載してください
- (包括と予防支援が半々となる場合は0.5。別紙「非常勤職員等の常勤換算について」をご参照ください)
- ・事務職員の資格欄は事務としてください
- ・経験年数は、記載した資格に関して福祉現場での経験年数を記載してください
- ・主任に◎、システムの担当者(1名)に○、指定介護予防支援事業所担当者に*を記載してください

(2) 指定介護予防支援事業所専任職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	介護支援専門員	1	常勤	3年	
2			常勤	年	

- ・資格は介護予防支援業務に従事する主な資格を一つ記載してください
- ・専任・兼任欄は、専任は1、兼任は常勤換算で記載してください(居宅と予防が半々の場合は0.5)
- ・経験年数は、記載した資格に関して福祉現場での経験年数を記載してください(前同)

(3) 高齢者見守り相談窓口専任職員

	資 格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	社会福祉士	1	常勤	21年	
2	社会福祉士	1	常勤	0年	

4 令和8年4月時点で実施が見込まれる事業所および事業の種類

事業所及び事業の種類 (通称)			該当する項目に○をつけてください		
			実施の有無	既存	新規
施設	介護老人福祉施設	(特養)	○		○
	介護老人保健施設	(老健)			
介護給付	通所介護	(デイサービス)	○		○
	通所リハビリテーション	(デイケア)			
	短期入所生活介護	(ショートステイ)	○		○
	短期入所療養介護	(ショートステイ)			
	訪問介護				
	居宅介護支援		○		○
	認知症対応型通所介護				
予防給付	介護予防通所介護	(予防デイサービス)	○		○
	介護予防通所リハビリテーション	(予防デイケア)			
	介護予防短期入所介護	(予防ショートステイ)	○		○
	介護予防短期入所療養介護	(予防ショートステイ)			
	介護予防訪問介護				
	介護予防認知症対応型通所介護				
総合サービス事業	国基準の通所型サービス	(国基準デイサービス)	○		○
	区独自基準の通所型サービス	(区独自デイサービス)	○		○
	短期集中予防サービス		○		○
その他	介護予防支援事業所		○		○